

水田農業高収益化推進計画の策定について

制定	令和2年4月1日付け元生産第2167号
	令和2年4月1日付け元農振第3757号
	令和2年4月1日付け元政統第2085号
一部改正	令和3年4月1日付け2生産第2548号
	令和3年4月1日付け2農振第3726号
	令和3年4月1日付け2政統第2662号
	令和4年4月1日付け3農産第3739号
	令和4年4月1日付け3畜産第2056号
	令和4年4月1日付け3農振第2895号
	令和5年4月1日付け4農産第5111号
	令和5年4月1日付け4畜産第2973号
	令和5年4月1日付け4農振第3629号
	農林水産省生産局長通知
	農村振興局長通知
	政策統括官通知

主食用米の需要が毎年減少傾向にある中、水田農業の高収益化を推進し、農業・農村の活性化や担い手の確保を図る必要がある。

水田農業の高収益化を図るためには、野菜や果樹等の高収益作物のほか、労働生産性の高い子実用とうもろこしも適切に組み合わせた産地を育成することが重要である。

このため、国のみならず地方公共団体等においても関係部局が連携して、水田農業の高収益化に向けた取組を計画的かつ一体的に推進できるよう、水田農業高収益化推進計画の策定について、別紙のとおり定めたので、御了知の上、円滑な実施が図られるよう御配慮いただきたい。

水田農業高収益化推進計画の策定

第1 目的及び趣旨

国土が狭く、農地面積も限られている我が国において、国民の主食である米を安定供給するとともに、水源涵養機能や洪水防止機能等の多面的機能を維持していくために、持続性に優れた生産装置である水田を維持していく必要がある。

一方で、主食用米の需要は毎年減少傾向にあり、水田農業の高収益化を図るためには、野菜や果樹等の高収益作物のほか、労働生産性の高い子実用とうもろこしも適切に組み合わせて、産地を育成していくことが重要である。

こうした中、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）において、水田における野菜や果樹等の高収益作物への転換に当たって、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、水田の畑地化・汎用化のための基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入及び販路確保等の取組を計画的かつ一体的な推進及び子実用とうもろこしの生産の推進が位置付けられたところである。

これらを踏まえ、都道府県が策定する「水田農業高収益化推進計画（以下「都道府県推進計画」という。）」に基づき、国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携してこうした取組を計画的かつ一体的に推進し、水田における高収益作物や子実用とうもろこしの導入・定着を図る。

第2 高収益作物の定義

高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物をいい、野菜、花き・花木及び果樹に該当する作物とする。ただし、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物であることについて地方農政局等の承認を得た場合は、高収益作物として取り扱うものとする。この場合、第4の1の都道府県推進計画の承認手続と併せて、地方農政局等の承認を得ることとする。なお、令和3年度以降に、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IVの第2の6の（3）の注1に規定する水田収益力強化ビジョンの承認手続と併せて承認を得ている作物については、再承認手続は不要とする。

第3 都道府県推進計画

都道府県は、水田における高収益作物や子実用とうもろこしの導入・定着を図るための計画として、2に掲げる事項を内容とする都道府県推進計画（別紙様式第1号別添1）を策定するものとする。

なお、都道府県推進計画には、都道府県内の産地段階において、作成主体（地域農業再生協議会、市町村、農業協同組合、土地改良区、集落営農組織、農業法人等）が2の（6）に掲げる事項を内容として作成する産地推進計画（別紙様式第1号別添2）を含むものとする。

1 策定主体

都道府県

2 都道府県推進計画の内容

（1）水田において高収益作物・子実用とうもろこしの導入を図る目的

（2）目標

① 推進方針

② 推進品目

（3）推進体制及び役割

- (4) 目標達成に向けた取組
- (5) 産地推進計画の作成主体
- (6) 産地推進計画
 - ① 計画作成主体の情報
 - ② 推進品目及び目標
 - ③ 農業者一覧
 - ④ 事業計画
 - ⑤ 過去に実施した事業

第4 都道府県推進計画の手続

1 都道府県推進計画の策定

- (1) 都道府県は、第5の1で提出された都道府県内の産地推進計画の内容を踏まえ、都道府県推進計画を策定し、別紙様式第1号により地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）に提出するものとする。
 - (2) 地方農政局等は、都道府県から提出のあった都道府県推進計画について、別記の承認基準に照らして適当かを審査し、その内容が適当と認められる場合は承認し、別紙様式第2号により都道府県に通知するものとする。
 - (3) 都道府県は、(2)の承認がなされた後、おおむね2週間以内に都道府県のホームページ等で都道府県推進計画のうち第3の2の(1)から(5)まで並びに(6)の①及び②を公表するものとする。
- 2 都道府県が、承認後の都道府県推進計画の変更を行う場合は、1の規定を準用する。
- 3 都道府県は、1の(2)の通知を受けた翌年度以降、毎年度6月末までに、第5の4で提出された都道府県内の産地推進計画の実績報告を踏まえ、別紙様式第3号により地方農政局等へ実績報告を行うものとする。
- 4 地方農政局等は、3による実績報告を受けた場合、その内容について確認し、目標の達成状況が十分でないとは判断した場合等には、適切な指導・助言を行うものとする。
- 5 都道府県は、4の指導・助言を受けた場合には、当該産地推進計画の作成主体に改善計画を提出させた上で、その内容を踏まえ、別紙様式第4号により地方農政局等に改善計画を提出するものとする。
- 6 地方農政局等は、5による改善計画の提出を受けた場合、その内容について確認し、目標達成が困難と判断した場合等には、適切な指導・助言を行うとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、都道府県に改善状況の報告をさせるものとする。ただし、以下のいずれかに該当し、地方農政局等が妥当と判断した場合には、都道府県は目標を変更し、又は改善状況の報告を終了することができるものとする。なお、目標を変更する場合の手続は、1の規定を準用とする。
- ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合
 - イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

第5 産地推進計画の手続

- 1 作成主体は、産地推進計画を作成し、都道府県の指定する期日までに、都道府県に提出するものとする。
- 2 作成主体が、承認後の都道府県推進計画の産地推進計画の変更を行う場合は、1の規定を準用する。

- 3 作成主体は、毎年度、都道府県の指定する期日までに、別紙様式第3号別添2により都道府県に実績報告を行うものとする。
- 4 都道府県は、3による実績報告を受けた場合、その内容について確認し、目標の達成状況が十分でないと判断した場合等には、適切な指導・助言を行うものとする。
- 5 作成主体は、都道府県より、第4の5の改善計画の提出を求められた場合、都道府県が指定する期日までに、別紙様式第4号別添2により都道府県に改善計画を提出するものとする。
- 6 都道府県は、5による改善計画の提出を受けた場合、その内容について確認し、目標達成が困難と判断した場合等には、適切な指導・助言を行うものとする。

第6 対象事業

産地推進計画のうち第3の2の(6)の④に位置付けることができる事業については以下のとおりとする。

- 1 時代を拓く園芸産地づくり支援事業（大規模契約栽培産地育成強化事業）（持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号農林水産省農産局長通知）の別紙2に基づく事業をいう。）
- 2 畜産生産力・生産体制強化対策事業（飼料生産利用体系高効率化対策事業のうち国産濃厚飼料生産・利用対策）（畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3畜産第1560号農林水産事務次官依命通知）第5の(5)の②に基づく事業をいう。）
- 3 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ（強い農業づくり総合支援交付金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）第3の1の(1)に基づく事業をいう。）
- 4 農地利用効率化等支援交付金のうち融資主体支援タイプ（農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官依命通知）第2の1に基づく事業をいう。）
- 5 果樹農業生産力増強総合対策（持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号農産局長通知）別紙3に基づく事業をいう。）
- 6 国営かんがい排水事業のうち高収益作物導入促進事業（国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）別紙6に基づく事業をいう。）
- 7 国営農地再編整備事業（国営農地再編整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D157号農林水産事務次官依命通知）第4に基づく事業をいう。）
- 8 国営緊急農地再編整備事業（国営緊急農地再編整備事業実施要綱（平成20年4月1日付け19農振第2056号農林水産事務次官依命通知）第3に基づく事業をいう。）
- 9 農業競争力強化農地整備事業（農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第2の1に基づく事業をいう。）
- 10 農地中間管理機構関連農地整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2689号農林水産事務次官依命通知）第2の1に基づく事業をいう。）
- 11 水利施設等保全高度化事業（水利施設等保全高度化事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）
- 12 中山間地域農業農村総合整備事業（中山間地域農業農村総合整備事業実施要領（令和2年3月31日付け元農振第2792号農林水産省農村振興局長通知）別表に

基づく事業をいう。)

- 13 農地耕作条件改善事業（農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）
- 14 畑作等促進整備事業（畑作等促進整備事業交付金交付等要綱（令和 5 年 4 月 1 日付け 4 農振第 3102 号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）
- 15 水田活用の直接支払交付金のうち畑地化促進助成及び畑地化促進事業（経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第 2 の 1 の（6）の③及び 4 に基づく事業をいう。）

第 7 助成

国は、予算の範囲内において、産地推進計画に位置付けられた事業について、優先配分、優先的な採択等の措置を行うものとする。

附則（令和 2 年 4 月 1 日付け元生産第 2167 号、元農振第 3757 号、元政統第 2085 号）
この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 生産第 2548 号、2 農振第 3726 号、2 政統第 2662 号）
1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
2 この通知の施行の際現に改正前の水田農業高収益化推進計画の策定についての第 2 の水田フル活用ビジョンの承認手続と併せて高収益作物として取り扱うものとする旨の承認を得ている作物については、改正後の水田農業高収益化計画の策定についての第 2 の水田収益力強化ビジョンの承認手続と併せて高収益作物として取り扱うものとする旨の承認を得た作物とみなす。

附則（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3739 号、3 畜産第 2056 号、3 農振第 2895 号）
この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 5 年 4 月 1 日付け 4 農産第 5111 号、4 畜産第 2973 号、4 農振第 3629 号）
この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。